

ヒアリング事項について

1. 各団体の組織概要

法人の概況書（別紙1）参照

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

（1）公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

- ・全国でも特に都市部等の過密地域並びにへき地、過疎地域に着目した施策が必要。地域をつなぐコーディネート機能が必要である。そのような取組みを行っていることを一般社会に公表していく仕組みが必要だと考える。
- ・地域には夫々、その地域に根差した風土・固有性があるから、その地域に適した「ウォンツ」「ニーズ」を汲み取り対応するためには、人脈作りと共に、その能力を保有した職員の確保・育成と運営資金の余力が必須と思う。軽費老人ホーム単独事業では、資金的余裕は殆どないのが現実である。幾つかのメニューを作成し、それを適用させるのが早道と考える。
例えば、地域交流として定期的に「文化祭」「音楽会」「昼食会」等の行事を実施し、それを糧に地域・法人相互の「災害時の救助」等を確立すべきである。
- ・介護保険制度一色になりつつある高齢者福祉分野であるが、非該当高齢者の中でも多くの社会的保護を要する高齢者がいる。そういう要社会的保護高齢者の相談援助はもとより、一時的保護、短期入所などの機能も果たすべき役割と考える。

（2）（1）の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。

- ・現実的には介護保険制度と老人福祉法の整合性が取れておらず、定められた人員配置を守ることが活動の制限につながっている。職員配置基準等を見直し、緊急時等には地域へアウトリーチできる職員の地域化が必要と考える。
- ・低所得者、生活困窮者、精神疾患、知的障害、被虐待者等の社会的保護を必要とする高齢者や、病院退院後に行き場の無くなる高齢者の受け皿的な役割等で、介護保険制度でカバーできない社会的保護を必要とする高齢者の対応する機能を有している。まだ一部ではあるが、大阪始めその対応に取り組んでいる。（H24年度老人保健健康増進等事業による全国軽費悉皆調査に基づく）

（3）（1）の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。

- ・制度上の制約があったとしても社会福祉法人として必要であれば、積極的に活動すべき。
- ・行政、社会福祉協議会、民生委員、福祉委員等との連携を緊密にし、福祉サービス及び日常生活圏域、広域の生活支援に積極的に取り組む。
- ・多様化しているニーズ、施設が求められている役割の変化を踏まえて、施設機能を外向きに活用できる事業、例えば「老人介護支援センター」等を併設して相談窓口を開設することや、地域貢献として入居されている利用者の生き甲斐を地域福祉活動に繋げられる事業の展開等、利用者のエンパワメントと地域福祉活性化をつなげ得るのが軽費老人ホーム・ケアハウスであると

考える。「それぞれの地域ニーズに合致した事業展開を軽費・ケアハウスに積極的に取り組む技術的助言を権限委譲を受けた地方自治体にしていただければ、軽費老人ホーム・ケアハウスの地域化は進むと思う。

(4) 制度上の制約（事業体系（社会福祉事業・公益事業・収益事業）、税制等）との関係についてどのように考えるか。

- ・ 現実的には介護保険制度と老人福祉法の整合性が取れておらず、定められた人員配置を守ることが活動の制限につながることもある。
- ・ それと、全国調査結果から約2割の施設で虐待等で一時入所が必要な人を短期入所させている。これはインフォーマルに実施していることで、これを第二種福祉事業に明確に位置づけし、社会的保護を必要とする高齢者の「短期入所生活支援」を制度化すべきと考える。

3. 社会福祉法人の組織について

(1) 社会福祉法人の事業運営（2（1）の取組含む。）について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

- ・ 法人本部内に「地域福祉推進室」を設置し、法人全体の地域貢献活動等の拠点としている法人がある。各事業所で行われていた地域貢献活動の情報共有ができ、外部機関とのやりとりの窓口となっている。従来から事業所中心となっている組織形態を社会福祉法人として一本化していくことが大切と考える。
- ・ 事業の実施(PD)は事業所、進捗の確認(CA)は本部機能が行うなど、全体として整合性が取れる組織体系が必要。
- ・ 従来、特養施設では、地域福祉の推進は生活相談員が役割を担ってきた。常勤専従という介護保険上の配置基準により、幅広く活躍できる人材と部門を制度で縛ってしまっていないか。前述のとおり、職員配置基準を緩和、加算等を導入して施設の地域化が必要と考える。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

(1) 2（1）の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。

- ・ 福祉人材の育成は規模の問題ではなく、社会福祉法人経営者の価値観や理念の問題である。
- ・ 一定の経営規模がないと収支差に余裕がないので、合併し、経営規模を拡大促進する考え方は財源ありき、地域貢献ありきの考えで、根幹にある社会福祉法人の理念を考えると矛盾があると言わざるを得ない。長い年月を経て地元地域に根付いた社会福祉法人は、それぞれに風土があり、大切にしている価値観を持っている。規模の拡大、収支の余剰を作るための合併という考え方は納得できない。社会福祉の原点に立ち返って考える必要がある。
- ・ また、規模の大きな法人は相当の組織体制が求められる。小規模でもいい取組みをしている法人はある。規模が大きいことが質の向上につながるとは一概には言えない。
- ・ 人材の育成はどの法人も共通課題。目的や方向性が同じ法人同士であれば、人材交流や合同研修などを通じて緩やかな法人連携のあり方を探ることは必要だと考える。
- ・ 中小規模法人が9割の実態では、その良さを伸ばすことを検討すべきと考える。大規模法人が

必ずしも良いとは限らず、民主主義の根幹は少数意見を尊重すること。小さくても小回りが利いて、一隅を照らす素晴らしい福祉を目指し、実践している事例や法人は沢山ある。

- ・ 各法人固有の地域特性や理念もあり、事業譲渡や合併は短期間で実現はできないと考える。先ず合併ありき、規模拡大ありきではなく、法人間連携を推進し、連携で共有できる法人が出てくれば合併を検討するという流れが自然と考える。
- ・ 法人間連携により事業を行う場合、法人外への資金の移動の制約問題が生じて来ることがあると思う。法人連携の際の資金移動に対する規制緩和を要望する。
- ・ 1法人1施設の小さな法人であっても、創設の理念や関係者の社会福祉に対する強い思い入れが凝縮している。小規模であっても独自の専門性と理念を持つ法人をなくして、大規模統合総合商社のような法人にしてよいとは考えられない。法人合併促進で一度失った質は低下するし、長年培った福祉風土は変質してしまう。これからも、1法人1施設の持つ、社会福祉への熱き思いを大切に法人見直しをしていただきたい。

(2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。

(3) 合併等による規模拡大がすぐには出来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。

(4) 合併等による規模拡大がすぐには出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み（社团的連携）についてどのように考えるか。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

(1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。

- ・ 社会福祉法人は行政に定期的に報告を行っている。行政が認めているということをもって、透明性は担保されていると考えている。
- ・ 説明責任の対象は地域。情報を知りたい人が知ることができる仕組みであればよいと考える。
- ・ そのために実地指導、指導監査が課せられているのだから、必ずしも広く一般に公表する必要性は感じない。むしろ（福）の経理基準は、一般企業会計とは異なる会計基準に立脚していることの、国民への啓蒙も必要と考える。その理解なくして性急な開示は混乱を招くと考える。
- ・ 社会福祉法人の公益性を考えれば第三者評価は義務化でよいと思うが、併せて評価機関（調査員）の質の向上やその評価も考えなければならない。
- ・ 社会福祉法人全てに第三者評価を課すと同時に（または前に）、評価制度の見直しや評価機関及び調査員の精査や研修等を行う必要があると考える。

(2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。

- ・ 決定事項なので、格別に反対する意見はない。

(3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表（公益財団法人と同等）についてどのように考えるか。

- ・ 個人情報の開示、報酬規程以上に優先して見直すべきことがあると考える。

6. 適切な監督指導について

(1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。

- ・ 組織体制や事業運営を中心とした指導をお願いしたい。技術的指導は大変細かく、柔軟性を求められる対人援助の仕事であることを考えると、指摘事項は枝葉の部分で本質的な根幹の部分に焦点を当てて指導してもらいたい。人が人に関わる仕事であることを基本にして物事を見ていただきたい。（書類等が煩雑化して人が人として関わる時間が減少傾向にあると感じる。）
- ・ 「イコール・フットイング」の言葉は2000年以降、社会福祉法人の指導強化のような意味合いで使われている。多様な主体の参入で、同じ土俵で営利、非営利をイコールで考えるということだが、そもそも営利、非営利の法人の成り立ちが違っている。
- ・ また通常3年毎に異動がある監査担当官により監査基準が違い、以前は認められていたことが、後日、認められないケースがある。監査で是正を求められるとその処理が煩雑である。法律の世界は「一事不再理」が原則であるから、余程のことがない限り、以前に監査済みの事項まで遡って指導されるような事例がないように願いたい。

(2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

- ・ 第三者評価は効果がある仕組みである。定期的な受審を義務化するなどもっと積極的に進めても良いと考える。
- ・ 一方で自治体や実施機関によって金額に差があったり、補助金が出る自治体もあったり、制度的にばらつきがある。特に小規模な事業の評価は経費負担への配慮が必要だと考える。

7. 福祉人材の確保について

(1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

① 職員の処遇改善について

- ・ 人件費を減らすためにパート職員の割合を増やすことは、介護の仕事自体の評価を下げていないか。正職員としての雇用を増やし、安定した職場環境を作っていくことが大切。
- ・ 経験のある職員が長年働き続けることができる報酬体系にしてほしい。
- ・ 処遇改善加算の事務処理量が増え、負担である。
- ・ この問題は、生活保護制度にも似て、厚労省だけでは解決できず、全省庁を挙げて、世界に類がない超高齢化社会への介護職員の確保対応を図るべき問題と考える。具体的には、やはり「介護職員処遇」の問題が基本にある。経営は漸次悪化する中で人件費は高騰し、このままではいずれ経営は行き詰るのは必須ではないか。
- ・ 中・長期的に職員育成、職員報酬体系を捉えないと、職を求める人材は介護事業へ魅力を感じなくなるのは、明らかである。問題を先延ばししない施策が必要である。
- ・ 高校教員の考え（教育）を変えなければ、介護職場に人材は増えない。一般社会の介護に対す

るイメージの転換も重要で、小・中・高の教育の中でもっと福祉・介護現場との交流は体験をする機会をつくるべきと考える。

② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について

- ・ 共同の人材育成や研修を小規模法人に限定する必要があるのか。むしろ大きな法人がリーダーシップをとって進めたらどうか。目的を共有した研修を合同で行えばよい。
- ・ 京都の山田方式を普遍化できることの検討をしては如何か。

③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について

- ・ 出産・育児・介護が離職原因と一概には言えないと思う。いくつかの法人の例では殆ど職員が産休・育休を取得し、職場に復帰している。法人経営者がそのことをどうとらえるかで、それぞれ違ってくると思われる。ただ、職員が出産等で休みに入ると子育て期間はフルタイムでの勤務は難しい。長く勤め続けることができる職場を作っていくことは今後の課題である。

④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について

- ・ 補助器具等は助成金やモデル事業など、小規模法人であっても幅広く活用できる制度があればよい。

(2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。

① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について

- ・ 小中学校の授業として位置付ける。施設に来てもらう。ワークキャンプ(体験学習)等。研究発表会などを関係者のみで行わず、一般公開する。実際の福祉現場を理解してもらうため、真剣に福祉実践を地域や学校に伝える努力が必要である。

② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について

- ・ 厚労省後援で大々的に実践発表大会(品質賞)開催し、先進的事例を周知し、表彰し、競って法人サービス向上に努める仕掛けを検討する。

③ 地域に求められる介護サービス(小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等)の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について

8. その他要望など

- ・ 自然災害時の法人間連携について明確な指針があれば、具体的に進めることができる。
- ・ 成年後見などが必要な方への支援において、施設長の権限で判断できるものがあれば、もう少し柔軟に対応できるのではないか。(保証人がいない入所希望者への新たな仕組みづくり)

- ・ 厚労省は事務量の削減を掲げながら、実態は一層、事務量が増えている。
介護職員処遇改善交付金⇒介護加算⇒介護報酬の事例だけでも複雑になり、事務は激増している
- ・ 介護保険施行後、福祉事業用地は借地で行えるようになり、借入金も収支差額から返済できるようになった。制度改革後、収支差額、内部留保問題で地域貢献（資金を課税分は使う）が義務化の方向で検討されていることは、本来の社会福祉の理念から考えると矛盾を感じる。
社会福祉法人の地域貢献のあり方は社会福祉の理念に照らして実践する方向を望む。
- ・ 社会福祉事業にかかる消費税増税分は、措置費・補助金等に加算して交付していただきたい。
支給は都道府県または基礎自治体からの交付であるが、消費税増税は国策であるので、国が主導して増税分に手立てしていただきたい。